

## 令和4年度 個人情報保護制度の運用状況

### I 個人情報の開示の請求及び処理の状況

- 開示の請求の件数：28件
- 上記請求に対する決定内容：開示22件、一部開示5件、不開示6件  
(1件の請求に対して複数の決定をしたもの及び請求取下げを含みます。)  
詳細は、次の表のとおりです。

番号	請求年月日	決定年月日	請求先 (担当課)	請求内容	決定内容 (摘要)
1	R04.04.19	R04.04.21	市長 (障害福祉課)	精神障害者保健福祉手帳申請時の診断書の写し	開示
2	R04.04.20	R04.04.28	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
3	R04.05.16	R04.05.25	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
4	R04.05.20	R04.05.24	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
5	R04.05.23	R04.06.09	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
6	R04.05.23	R04.06.09	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	不開示
7	R04.05.26	R04.06.02	市長 (市民課)	〇〇〇〇氏に係る令和元年5月27日から令和4年5月26日までの全部(個人)事項証明書及び平成27年11月22日から令和4年5月26日までの戸籍附票全部の証明の請求書	一部開示 (19-4)
8	R04.06.07	R04.06.16	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
9	R04.06.20	R04.07.04	市長 (障害福祉課)	平成24年12月から平成28年5月までの以下の記録 ・〇〇〇〇様が昭島市保健福祉部障害福祉課に相談した記録 ・〇〇市に所在する〇〇及び〇〇の職員が昭島市保健福祉部障害福祉課に相談した記録	不開示
10	R04.07.15	R04.07.21	市長 (障害福祉課)	身体障害者手帳交付申請時の診断書の写し	開示

11	R04.07.26	R04.07.28	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
12	R04.07.28	R04.07.28	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
13	R04.08.03	R04.08.04	市長 (保険年金課)	〇〇〇〇様分 診療報酬明細書(レセプト) 医療機関名: 下記期間に受診した全ての医療機関 診療期間: 平成13年1月~平成14年8月	不開示
14	R04.09.09	R04.09.14	市長 (課税課)	令和2年分給与支払報告書 令和3年分給与支払報告書	開示
15	R04.09.16	R04.11.15	市長 (障害福祉課)	〇〇〇〇様が本市に対して行った障害者総合支援法に基づき介護給付費等支給申請・利用者負担額減額・免除等申請(変更申請を含む。)に係る以下の書類 1 上記申請に係る申請書、認定調査票、現況調査票及び別表並びに主治医意見書 2 上記申請に係る審査会資料及び諮問書 3 上記申請に係る審査会個別審査の協議結果及び委員意見 4 上記申請に係る審査会会議録 5 上記申請に係る審査会個別審査に係る起案文書 6 上記申請に係る支給決定起案文書 7 その他障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る一切の情報	開示
16	R04.09.16	R04.11.15	市長 (障害福祉課)	〇〇〇〇様が本市に対して行った障害者総合支援法に基づき介護給付費等支給申請・利用者負担額減額・免除等申請(変更申請を含む。)に係る以下の書類 1 上記申請に係る申請書、認定調査票、現況調査票及び別表並びに主治医意見書 2 上記申請に係る審査会資料及び諮問書 3 上記申請に係る審査会個別審査の協議結果及び委員意見 4 上記申請に係る審査会会議録 5 上記申請に係る審査会個別審査に係る起案文書 6 上記申請に係る支給決定起案文書 7 その他障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る一切の情報	一部開示 (19-4)

17	R04. 09. 16	R04. 11. 15	市長 (障害福祉課)	〇〇〇〇様が本市に対して行った障害者総合支援法に基づき介護給付費等支給申請・利用者負担額減額・免除等申請(変更申請を含む。)に係る以下の書類 1 上記申請に係る申請書、認定調査票、現況調査票及び別表並びに主治医意見書 2 上記申請に係る審査会資料及び諮問書 3 上記申請に係る審査会個別審査の協議結果及び委員意見 4 上記申請に係る審査会会議録 5 上記申請に係る審査会個別審査に係る起案文書 6 上記申請に係る支給決定起案文書 7 その他障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る一切の情報	不開示
18	R04. 09. 21	R04. 09. 26	市長 (生活コミュニティ課)	令和〇年〇〇月〇〇日に行った〇〇〇〇〇〇様に係る消費生活相談の記録及び相談経過の記録メモについて	一部開示 (19-4)
19	R04. 11. 21	R04. 11. 22	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
20	R04. 11. 25	R04. 11. 28	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
21	R04. 11. 29	R04. 12. 13	市長 (市民課)	令和3年3月20日から令和4年11月29日までに請求のあった請求者に係る住民票請求について	開示
22	R04. 11. 29	R04. 12. 13	市長 (市民課)	請求者に係る令和3年3月20日から令和4年11月29日までの戸籍謄本交付申請書	不開示
23	R04. 11. 29	R04. 12. 13	市長 (市民課)	令和3年3月20日から令和4年11月29日までに請求のあった請求者に係る住民票請求について	開示
24	R04. 11. 29	R04. 12. 13	市長 (市民課)	請求者に係る令和3年3月20日から令和4年11月29日までの戸籍謄本交付申請書	不開示
25	R04. 12. 02	R04. 12. 06	市長 (課税課)	令和3年度市民税・都民税申告書	開示
26	R04. 12. 13	R04. 12. 14	市長 (障害福祉課)	難病医療費助成に係る臨床調査個人票の写し	開示
27	R04. 12. 15	R04. 12. 19	市長 (障害福祉課)	身体障害者手帳交付申請時の診断書の写し	開示

28	R04.12.20	R05.01.04	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
29	R05.01.30	R05.01.30	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
30	R05.02.07	R05.02.14	市長 (障害福祉課)	児童発達支援申請時の診断書の写し	一部開示 (19-4)
31	R05.02.24	R05.03.08	市長 (生活コミュニティ課)	令和〇年〇〇月〇〇日に行った〇〇〇〇様に係る消費生活相談の記録及び相談経過の記録について	一部開示 (19-4)
32	R05.03.01	R05.03.13	市長 (市民課)	請求者本人に係るマイナンバーカード交付時から現在までの記録	開示
33	R05.03.03	R05.03.06	市長 (介護福祉課)	〇〇〇〇様に係る次の個人情報 ・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示

注1 決定内容欄中「一部開示」とあるのは、開示請求に係る個人情報に昭島市個人情報保護条例第19条各号に掲げる個人情報のうち次のいずれかに該当するものが含まれるため、それぞれその部分を除いて開示したことを示します。

- (19-1) …法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認めるもの  
(昭島市個人情報保護条例第19条第1号に該当)
- (19-2) …個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、本人に開示しないことが正当であると認めるもの  
(昭島市個人情報保護条例第19条第2号に該当)
- (19-3) …調査、争訟等に関する個人情報であって開示することにより、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるもの  
(昭島市個人情報保護条例第19条第3号に該当)
- (19-4) …開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの  
(昭島市個人情報保護条例第19条第4号に該当)

注2 決定内容欄中「不開示」とあるのは、開示請求に係る個人情報を実施機関が持っていないことによります。

## II 個人情報の訂正等の請求の状況

昭島市個人情報保護条例第21条の規定に基づく個人情報の訂正の請求、同条例第22条の規定に基づく個人情報の削除の請求並びに同条例第23条の規定に基づく個人情報の目的外の利用及び提供の中止の請求は、ありませんでした。

## III 個人情報の開示等の決定に対する審査請求の状況

番号	請求年月日	処分庁 又は審査庁	審査請求の内容	決定又は裁決 の内容
	決定年月日			
1	R04.03.15	教育委員会	平成〇～〇年における〇〇〇〇氏（〇〇〇氏が成年後見人）と市民会館・公民館事業係職員との対応記録の開示請求に対する決定（不開示決定）に係る審査請求	棄却
	R05.01.23			

## IV 個人情報の目的外の利用及び外部提供の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	41	33	74
教育委員会	0	3	3
選挙管理委員会	0	2	2
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
議	0	0	0
合計	41	38	79